

事務連絡
令和2年4月17日

公益社団法人
日本歯科技工士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業所等で働く方々の
感染予防、健康管理の強化について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、状況が刻々と変化していく中、その対応にご尽力いただきありがとうございます。

令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、同16日に全国に拡大されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

基本的対処方針では、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活、社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者を、緊急事態宣言時にも事業の継続を求められる事業者として定めております。

このたび、継続が求められる事業に従事する方々の感染予防、健康管理の強化に向けて、職場で事業者と労働者が一体となって、適切に取り組んで頂きたい事項を別添の通り取りまとめました。

貴会におかれましては、内容を御了知の上、都道府県歯科技工士会等に対し同様の取組みを進めて頂くよう周知をお願いします。